

長岡市都市景観基本計画の改訂について

1 改訂の理由

川口地域の合併に伴い、各地域の魅力ある景観特性を生かした景観形成を推進し、良好な都市景観の形成を計画的かつ総合的に推進するため、長岡市都市景観条例第8条に基づき、長岡市都市景観基本計画の改訂を行うもの。

2 主な改訂事項

川口地域の景観特徴を、基本計画の具体的な記述におりこみ、あわせて、編入地域における地域景観マップ及び眺望景観マップを作成する。

3 今後の予定

長岡市都市景観条例第16条に基づき、川口地域においても、一定の規模以上の建築物、工作物、広告物、土地の形質の変更などの「景観影響行為」を行う際に届出が必要となることから、事業者向けの説明会を開催し、周知を図ることにしたい。

序章 都市景観基本計画の 目的と構成

序章 都市景観基本計画の目的と構成

1 目的

「長岡市都市景観基本計画」は、優れた長岡の都市景観を「守る」「育てる」「つくる」ために必要な事項を定めた「長岡市都市景観条例」(平成13年長岡市条例第16号)第8条に基づいて、長岡の都市景観特性を明らかにし、良好な都市景観の形成を計画的かつ総合的に推進するために策定するものです。

この基本計画は、長岡の良好な都市景観の形成に関する施策を体系化して、基本的な事項についてその方向性を示し、市民・事業者・行政の認識の共有化を図るとともに、都市景観形成に取り組む際のガイドラインとしての役割を担うことを目的としています。

2 構成

この基本計画は、次の3章で構成されています。

第1章 都市景観形成に関する基本的事項

都市景観の概念、必要性などの基本的な考え方を示したうえで、長岡の都市景観形成の基本テーマ、基本目標、基本姿勢などを明らかにします。

第2章 都市景観基本計画

長岡の都市景観を形作っている現況の景観要素(地形・自然・歴史等)をベースに、市民が期待する市の将来都市像を重ね合わせ、都市景観の目標とすべき将来像を示します。また、類型別に対象、現況、課題を整理し、都市景観形成の基本方針、施策の方向を示します。

第3章 都市景観形成の実現に向けて

第2章で示した都市景観基本計画の実現のための手法と方策を示します。

第1章 都市景観形成に関する 基本的事項

第1章 都市景観形成に関する基本的事項

第1節 都市景観の概念と都市景観づくりの必要性

1 都市景観の概念

(1) 景観とは

「景」とは山、川、田、街並みといった風景や景色のことです。

「観」とは、これらを人が観る行為を表します。

ですから「景観」とは視覚に映る眺めを意味するだけでなく、それをきっかけにして形成される人々の印象を表す言葉です。したがって「景観」は、水や空気などと同じように環境の一つの構成要素であり、人間の精神面にも影響を与えるものといえます。

(2) 都市景観とは

都市景観とは、道路、橋、建築物といった建造物の造形的な都市環境だけでなく、都市を包む自然環境や地域に住む人々の日々の生活や歴史、伝統の結果として映し出されたもの、また雰囲気といった都市の情景をも含み、それらを構成要素として表現されるものです。

良好な都市景観は、まちの自然、歴史や文化と建造物などの調和を大切にする気持ちから生まれるものであり、いわば都市景観は市民共有の財産ともとらえることができます。

2 都市景観づくりの必要性

(1) 市民生活環境の向上

今日、私たちは物質的な豊かさばかりでなく、心の豊かさやゆとりで満たした暮らしを求めているようになってきています。

こうした意識の変化は、個々の住まいのつくり方はもとより、地域のまちづくりにも向けられ、誰にとっても生活しやすい環境づくり、自然と共生するまちづくりといった形で表れてきています。

長岡市のまちづくりにおいては、自然や歴史と文化を生かした個性あるまちなみの形成が求められており、真の豊かさが感じられるまちの実現のためには、都市景観に配慮した整備が必要です。

(2) コミュニティの活性化

良好な都市景観の形成には、単に都市空間の整備だけでなく、市民・事業者・行政が共に手を取り、それぞれの役割を分担し、快適な環境づくりや都市景観づくりを推進することが必要です。このことが、コミュニティの活性化を促し、地域への親しみや愛着を生み、誇りの持てる社会を育てることにつながります。

(3) 次世代へのまちの継承

少子・高齢化が進む中、まちの維持・発展には、子や孫、新たに住む人にとって魅力のあるまちとして、自信と誇りを持って継承できるように努めることが、今に生きる私たちの責務といえます。

そのためには、安心・安全なまちづくりを推進することはもとより、自然環境との共生を意識した良好な都市景観づくりを進めることを、長岡のよき伝統として、継承・発展させることが重要となります。

都市景観に関するポイント

- 都市景観は市民共有の財産です
- 市民生活環境の向上には、都市景観に配慮した整備が必要です
- みんなでつくる都市景観は、コミュニティの活性化につながります
- 魅力のあるまちを次世代へ継承することは、私たちの責務です

第1章 都市景観形成に関する基本的事項

第2節 都市景観形成の基本テーマ・目標

1 基本テーマ

悠久の昔から滔々たる流れをたたえ、私たちの心を引き付け、
まちに潤いをもたらし続ける大河信濃川。

緑豊かな山々、青く広がる日本海、夏には緑、秋には黄金色の
じゅうたんを敷き詰めたような田園を擁する美しい白然に恵まれ
たまち。

いにしえには火焰土器に代表される高度な縄文文化が開花し、
中世には蔵王堂城や栃尾城、与板城、近世には長岡城を中心に発
達した歴史あるまち長岡。

このような豊かな水と緑と、かけがえのない歴史をもつ長岡の
すばらしさを、市民一人ひとりが再認識し、愛着を持つことが良
好な景観づくりのスタートです。

そして、住んでいることに誇りの持てる、個性あるまちの実現
に向けて、自然との共生を図りながら、デザインに配慮したまち
づくりを心がけていくことが大切です。

そのためには、市民一人ひとりが自覚と主体性をもった景観づ
くりへの取組みが不可欠です。

以上の観点から都市景観づくりの基本テーマを次のように定め
ます。

※ デザイン都市
「デザイン都市」とは、「ゆとり」と
「うるおい」のある「美しい」環境を
創造する都市を指す。なお、「デザ
イン」の中には、すべての人々にと
って快適な生活空間を意図する「ユ
ニバーサル・デザイン」を包含する

自然と歴史を^{とうと} 尊び、未来をひらくデザイン都市長岡

～調和と創造による新しいまちづくり～

2 基本目標

基本テーマの実現のため、基本目標を次のように掲げます。

○ 美しく豊かな自然と調和するまち

美しい景観の地を表す言葉に「背山臨水^{はいざんりんすい}」という言葉があります。これは古くから東洋に伝わる表現で、背後に山を置き、前方に水面を臨む、眺めの良い土地をいいます。

長岡は、まさに背景となる東西の山々、中央を流れる信濃川、雄大な日本海など、美しい都市景観要素を備え、これらが長岡の骨格としてまちを形づくっていますが、これらの都市景観要素と調和したまちづくりを目指していきます。

○ 歴史・文化を育んできた原風景の保存・継承

長岡は二度の戦災により歴史的な建造物は少なくなりましたが、「城下町としての面影を残す趣き」「故郷を感じる田園・集落の原風景」「白一面に包まれた美しい雪景色」などは、長岡らしい都市景観を表しています。これらを大切に、次世代への継承を目指します。

○ 新しい時代に対応するデザイン性に富む、活力のあるまち

歴史的景観資産の少ない長岡では、これから造るものが、後に景観資産となり得るという視点に立ち、「商業地では賑わいや活気」「住宅地では落ち着きと調和」といった市民のニーズ（要求・需要）にこたえるため、地域の特性に配慮し、デザイン性に富んだ建築物などによる魅力あるまちなみの創造を目指します。

○ 自由で活発な活動の場の創出

人々の活動や暮らしも都市景観を構成する大事な要素です。

各地域には祭りや伝統芸能などが豊かに息づいており、まちの活力を支えています。また、人々の各種の活動や交流もいきいきしたまちの情景を形づくっています。このため、こうした自由な活動を支える場の拡大、創出に努めます。

○ 個性を生かした愛着と誇りの持てるまち

都市景観を構成する主要な要素は、個々の建築であり、市民や事業者の個々の活動です。したがって良好な都市景観の形成のために、地域の人々が都市景観づくりに参加し、個々の活動レベルから都市景観への配慮を進めることが必要です。

都市景観を意識した活動を通して、地域住民の合意による都市景観づくりを進め、地域の個性を生かし、愛着と誇りの持てるまちづくりを目指します。

○ 中山間地域における震災からの復興

中越大震災によって大きな被害を受けた中山間地域の景観は、人の営みと豊かな自然との調和によって生み出された「日本の原風景」とも言うべき貴重な財産です。

この地域における景観の再生については、市民・事業者・行政が連携し、地域固有の風土と調和した景観づくりに努めます。

第1章 都市景観形成に関する基本的事項

第3節 都市景観形成に取り組む基本姿勢

良好な都市景観を形成するため、次の4点について市民の一人ひとりが理解し、意識を高め、主体的な行動をとるとともに、行政も一体となった取組みが不可欠です。

1 対象となる領域は

都市景観は、市民の共有する財産であり、都市景観への配慮は、自分たちの住むまちを快適なものとするためにも大切なことです。

そのためには、道路や河川などの公的な領域だけでなく、これらと接する民間の建築物の屋根・外壁をはじめとする前庭・塀・生垣などの境界領域の都市景観が重要な役割を担います。

このような境界領域は、所有や管理の形態は私的なものですが、都市景観の形成上きわめて公共性の高いことから、準公共的空間としてとらえ、都市景観形成の対象領域として位置づけます。

なお、都市景観基本計画の対象範囲は、長岡市全域（平成18年10月1日より合併地域を含む）です。

2 都市景観形成の視点を大切に

都市景観の形成は、まちを美しく整えるとともに、都市空間にゆとりと潤いをもたらすため、次のような視点を持って取り組みます。

(1) 守る (保全)

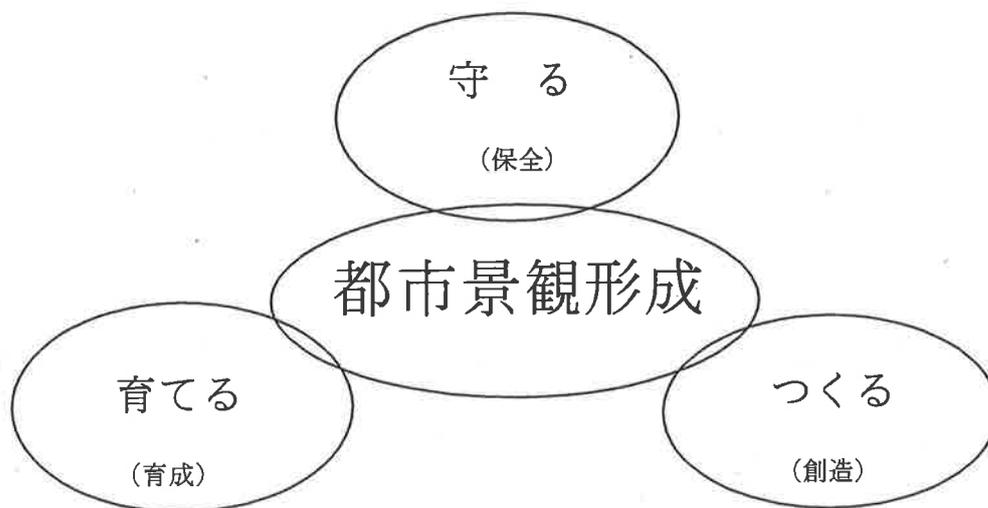
長い年月の積み重ねの中で培われ、まちに個性と潤いを与えている歴史的環境や自然など優れた都市景観資源を保全し、継承するように努めます。

(2) 育てる (育成)

それぞれの地域固有の景観特性を生かしながら、さらに良好な都市景観を形成するため、地域の都市景観づくりに取り組む団体等の育成に努めます。

(3) つくる (創造)

新たな魅力ある都市空間の創造は、良好な都市景観を形成するうえで重要なため、各地域の景観特性に十分に配慮した整備に努めます。



3 みんなでつくる(市民・事業者・行政が一体となって)

良好な都市景観の形成は、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。そのためには、それぞれの役割を理解することが基本となります。

市民・事業者は、自らの生活・企業意識や価値観がゆとりと潤いのあるまちづくりを支えることを理解し、建築等の行為に際し、まちなみや公的な空間との調和に配慮することが大切です。

また、行政は、横断的に部局間を調整し、公的な空間の整備を通して、都市景観形成の先導的役割を果たすとともに、市民・事業者を誘導・啓発することが大切です。

こうした相互の協力関係を深め、市民・事業者のより主体的な活動(市民参加)を促進することによって、良好な都市景観の形成を図ります。

4 計画的に進める(総合的・長期的な視点から)

都市景観の形成は、都市空間を構成する全てのものが対象であるため、事業主体も多様で、関係する法律も多岐にわたっています。

また、都市景観の形成は、単一の事業のように完結するものではなく、長い歳月を要するものです。

そのため、取り組みにあたっては、総合的・長期的な観点にたち、計画的に進める必要があります。

したがって、計画の期間については目標年次等の設定は行なわず、上位計画や関連計画との整合性を保ち、時間の経過によって生じる人々の価値観の変化にも柔軟に対応した体制で取り組みを進めます。

都市景観形成に取り組む基本姿勢のポイント

- 対象となる領域は、公的領域と境界領域です
- 景観形成の視点は、「守る(保全)」「育てる(育成)」「つくる(創造)」です
- 都市景観は、市民・事業者・行政が一体となって、みんなでつくります
- 都市景観の取り組みは、総合的・長期的な観点から、計画的に進めます

第2章

都市景観基本計画

第2章 都市景観基本計画

第1節 都市景観基本計画の考え方

長岡市が目指す都市景観目標を実現するための方策は、景観特性が全市一様でないことから一律に論ずることはできません。

そこで長岡の都市景観概要を、前章までの基本的な考え方を踏まえ『眺望景観』と『地域景観』に大別し、更に類型別に「対象要素」の「都市景観の現況」と「都市景観上の課題」を整理し、「基本方針」及び「施策の方向」を明らかにします。

1 眺望景観

眺望景観とは、山頂や橋の上などから市街地を望んだり、美しい棚田を眺めたりすることです。

眺望景観は、都市を印象づけ、その輪郭や全体像などを示し、都市への親しみや愛着を深めてくれます。

2 地域景観

地域景観とは、自然・住宅・商業・工業などの土地の利用状況などによって表される地域特性であり、それぞれの地域の性格や広がり等の特性により分類されます。

本計画書では、地域景観を、「地区景観(面)」「軸景観(線)」「施設景観(点)」「その他景観」に分類し、類型別に都市景観基本計画を定めます。

(1) 地区景観(面)

地区景観は、土地利用の将来像を基本に、自然や、土地の利用状況などの観点から、「自然景観」「海浜景観」「住宅地景観」「商業地景観」「工業地景観」「業務地景観」「田園・集落景観」の7つに分類します。

(2) 軸景観(線)

線的に構成されている主要道路、河川等については、軸景観としてとらえ、「交通軸景観」「河川軸景観」に分類します。

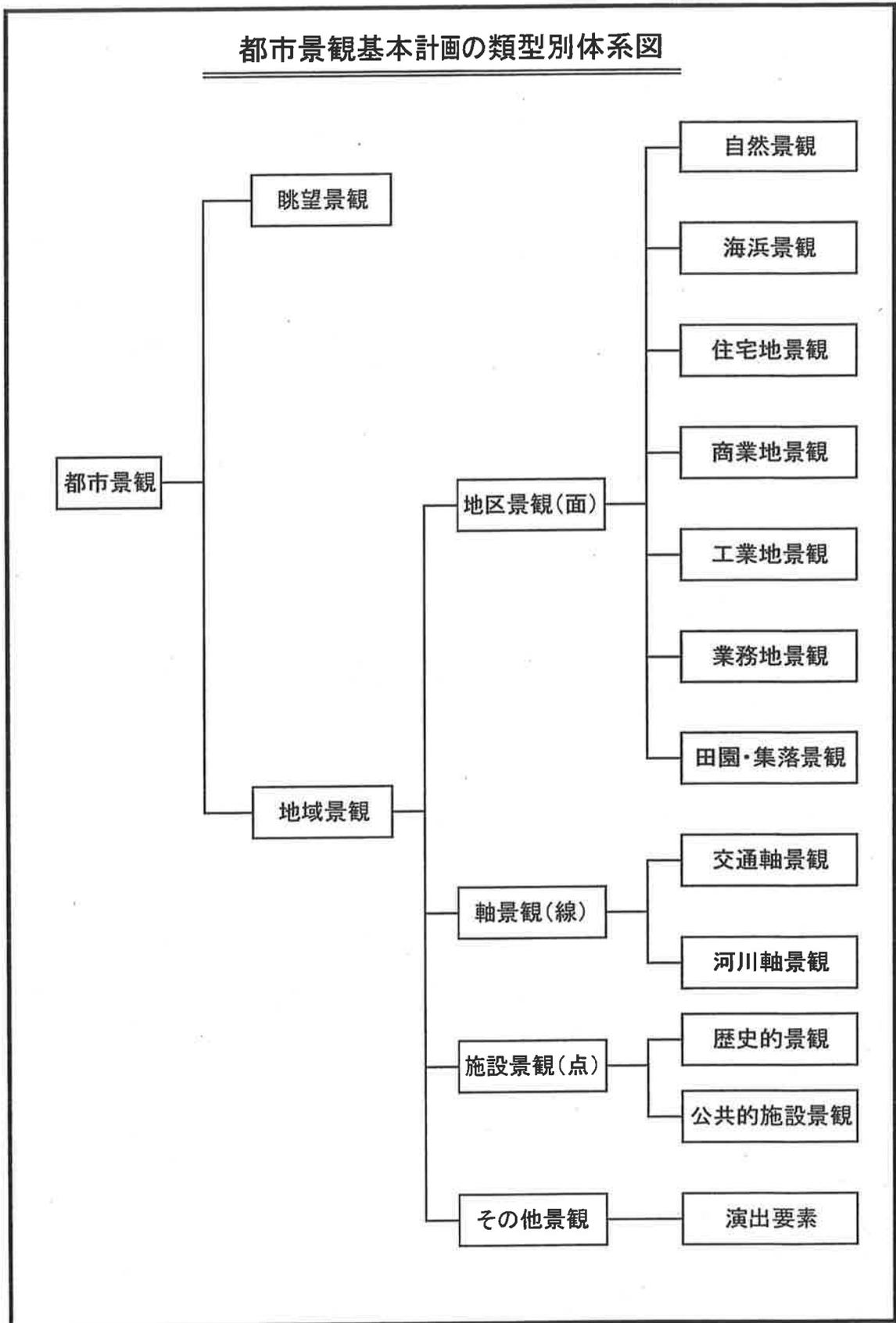
(3) 施設景観(点)

主要な歴史的資産や公共的施設は、施設景観としてとらえ、「歴史的景観」と「公共的施設景観」に分類します。

(4) その他景観

「その他景観」としては「演出要素」が挙げられます。

「演出要素」とは、景観に彩りやアクセントを与えるもので、屋外彫刻や看板などの路上施設が考えられます。



※ 眺望景観及び地域景観は、別冊のマップを御参照ください。

※ 景観マップは、おおよその目安を示していますので、活用に当たっては現地をよく御確認ください。

第2節 都市景観基本計画

1 眺望景観

【対象要素】

- 眺める対象となるもの(守門岳、東山連峰、西山丘陵、弥彦山、日本海、信濃川、水道タンクなど等のランドマーク施設)
- 市街地を見下ろす場所(八方台、南蛮山、枋尾城跡など)
- 市街地から市全体を見渡せる場所(信濃川の堤防上など)
- 山や海などの雄大な自然や美しい田園・棚田を一望できる場所(枋形山自然公園、日本海夕日ラインなど)

【都市景観の現況】

- 長岡の代表的な眺望景観として、緑豊かな山々や青く広がる日本海を眺める景観があり、四季ごとの季節感を感じさせ、潤いと安らぎを与えてくれます。
- 八方台などからの市街地を見下ろす眺望は、まちの広がりがわかります。
- 長生橋、水道タンクなどのランドマーク施設は、長岡を象徴するものです。

【都市景観上の課題】

- 東山連峰や西山丘陵などでは、土取りや各種開発などにより、良好な眺望が損なわれています。
- 市街地では高層建築物などの出現により、信濃川堤防上からの眺めを遮っています。
- 市街地を見下ろすことのできる場所は、良好な眺望ポイントとしての整備が遅れています。
- ランドマーク施設の保存と、その周辺の整備が求められています。
- ランドマーク施設への眺望を妨げないような配慮が求められています。

【基本方針】

- 長岡の都市景観の背景である東山連峰、西山丘陵などの保全
- 市街地からの眺望ポイントの整備
- 高層・大規模建築物等が眺望景観に与える影響への配慮
- 市街地を見下ろす眺望ポイントの保全・整備
- ランドマーク施設の保全・活用

【施策の方向】

- 東山連峰や西山丘陵などでの土取りや大規模開発後には、緑地の復元を図ります。
- 八方台や南蛮山、信濃川の堤防上などの眺望ポイントの整備にあたっては、それぞれ周辺との環境との調和を図ります。
- 眺望景観に大きな影響を与える高層・大規模な建築物、工作物、広告物、高架道路などは、位置、規模、形態、色彩などについて、周辺の都市景観と調和するように誘導します。
- ランドマーク施設は保全し、更に長岡のシンボルとなるように努めます。

※ ランドマーク
土地の標識や地理的な象徴となる自然物や施設などを指す。自分のいる位置の確認やその都市の景観を考える上で重要なもの

2 地域景観

2-1 地区景観

(1) 自然景観

【対象要素】

- 守門岳・弥彦山・東山連峰・西山丘陵などの自然
- 信濃川、魚野川の自然
- 中山間地域の棚田や棚池

【都市景観の現況】

- 市の東西に位置する山々は、広大で豊かな緑地帯で、都市景観の背景であり、また、市民に潤いや、やすらぎ、里山の恵みをもたらしています。
- 中山間地域には、棚田や棚池が作られ、人の営みと豊かな自然が見事に調和した農山村の原風景が広がっています。
- 信濃川や魚野川は、多数の動植物が生息する自然豊かな川で、市街地の中の重要な都市景観資源です。

【景観上の課題】

- 東山連峰・西山丘陵などは、土取りや開発などにより、緑地の後退が生じています。
- 自然景観から突出した大規模なホテルや工場などの立地により、東山連峰・西山丘陵などの良好な眺望が阻害される恐れがあります。
- 信濃川や魚野川の貴重な自然をできる限り残すことが望まれています。
- 一部地域においては、高齢化による耕作放棄や中越大震災の被害による耕地の陥落などによって棚田の荒廃が進み、美しい棚田の風景が失われているところも見受けられます。

【基本方針】

- 東山連峰・西山丘陵などの緑地の保全及び育成
- 自然景観との調和に配慮された建造物への誘導
- 自然に配慮した信濃川、魚野川の整備
- 中山間地域における棚田や棚池の保全

【施策の方向】

- 東山連峰・西山丘陵などでは、緑地の保全を最優先に考え、開発は極力抑制します。ただし、開発を行わなければならない場合には、地形を生かした最小限の規模に止どめ、周辺の緑地にとけこむように配慮し、緑地の修復に努めます。
- 特に土取りに際しては、事業終了後、植林がしやすい土地の形状を残し、速やかに郷土種を植林するように努めます。
- 自然景観に大きな影響を与える開発行為等は、周囲への影響を少なくするように誘導します。
- 大規模建築物などを建てる際は、自然景観との調和に配慮された意匠や色彩にするよう誘導します。
- 信濃川や魚野川は、できる限り自然な川の姿を生かした整備に努めます。
- 地域ぐるみの営農体制の確立や定年帰農者の受け入れなどより、耕作放棄地の解消に努め、美しい棚田の景観を守ります。

(2)海浜景観

【対象要素】

- 日本海、砂浜など

【都市景観の現況】

- 南北に長く続く海岸線の随所には、眺望スポットや海浜公園、海水浴場が整備されています。
- 中央部から北部にかけての砂浜の幅が広い所では、防砂のための保安林が続き、海の青さと松の緑が特徴ある海辺の景観を創出しています。
- 北部末端の海岸線は切り立った崖や変化に富んだ海岸が続き、国定公園に指定されています。

【景観上の課題】

- 波消ブロックなどにより、海岸を無機質なものにしていくところが見受けられます。
- 地域の人々や観光客の憩いの場となるような眺望スポットや海浜公園の環境整備が求められています。

【基本方針】

- 眺望景観に配慮した海岸の整備
- 眺望スポットや海浜公園の環境整備

【施策の方向】

- 海岸の良好な眺望を保つため、海岸整備の事業主体である県と協議し、景観に配慮した海岸整備に努めます。
- 眺望スポットや海浜公園の環境整備では、緑地を多くし、市民や観光客の憩いの場になるよう配慮します。また、建物や工作物を造る際は、海浜景観との調和に配慮します。

(3) 住宅地景観

【対象要素】

- 住宅地域、住宅地域内の商店街

【都市景観の現況】

- 古くからの住宅地域では、狭あいな土地に木造住宅が密集していましたが、近年、非木造の住宅が目立つようになってきました。
- ~~新しい建築様式として、~~高床式や自然落雪式等の克雪住宅が増えてきています。
- 長岡ニュータウンでは、長岡の新しい住宅地景観を形成しています。
- 古正寺地区や~~土地区画整理事業区域内~~や前川東地区では、自らまちづくり協定をつくり、屋根や外壁の基調色を定めたり、緑化に努めたりしています。
- はなみずき団地内では、区画ごとに地域の花木であるハナミズキが植えられています。建物の壁面の位置を合わせるなどの地区計画を定め、美しいまちなみづくりや緑化に努めています。
- 住宅地域内の商店街は、建物の壁面の位置が統一され、連続したまちなみが形成されています。

※ 克雪住宅
屋根雪や家屋周辺の雪処理、雪下ろしのいない住宅

【都市景観上の課題】

- 低層住宅街に~~中高層の工場や共同住宅~~が増え、まちなみの統一感が薄れてきています。
- 密集した住宅地域では、敷地内の樹木が少なく、全般的に潤いに欠けています。
- 住宅地域内の商店街では家並みが途切れ、まちなみの連続性が失われているところも見受けられます。

【基本方針】

- それぞれの地域の特性に応じた住宅地景観の形成

【施策の方向】

- 住宅地域の高層・大規模な建築物等は、位置、形態、色彩等の指針により、周辺の都市景観と調和を図ります。
- 都市景観協定などの市民主体の都市景観形成活動を支援します。
- 地区計画、建築協定、緑化協定等により、地区の特性を生かし、良好な都市景観整備に努めます。
- 宅地開発は、道路、公園、区画割り、宅地規模などにおいて、ゆとりのある住宅地景観が形成されるように誘導します。

(4) 商業地景観

【対象要素】

- 中心市街地（長岡駅周辺都心地区）
- 郊外型商業地
- 魚の市場通り

【都市景観の現況】

- 中心市街地は、~~アーケードの改築・地下駐車場・シンボルロードが完成し、今後も新たなまちなみが形成されようとしています。~~中心市街地では、アオーレ長岡をはじめ再開発事業が進み、新たな「長岡の顔」としてのまちなみが形成されています。
- 郊外型店舗の集積する地域では、大型の看板や大規模な駐車場が周囲の都市景観を大きく変化させています。
- 魚の市場通りでは、原色の多用や大きな広告物を掲げた店舗が軒を連ね、にぎわいや活気のある特徴的な景観を演出しています。

【都市景観上の課題】

- 中心市街地は、長岡の顔として特に良好な都市景観の形成が望まれています。
- 中心市街地の空閑地の多くが駐車場に転用され、まちなみの連続性が途切れています。
- 郊外型商業地においては、各々の店舗等の多様性は維持しつつも、区域として統一感のある都市空間の形成が望まれます。
- 魚の市場通りでは、住宅地に近いため、特に色彩や形態についての配慮が求められます。

【基本方針】

- にぎわいや活気のある中心市街地景観の形成
- 周辺と調和した魅力ある商業地景観の形成

【施策の方向】

- 中心市街地では、空き店舗の解消や電線類地中化などに努め、長岡の顔づくりを推進します。
- にぎわいのある繁華街の創出のため、ショーウィンドーやシースルーシャッターなど、店構えにデザイン性を取り入れ、また、ポケットパークやモールなどを整備することにより、魅力あるまちなみの形成を図ります。
- 中心市街地の再開発等に当たっては、長岡の顔となるように誘導します。
- 郊外型商業地においては、都市景観協定、地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、周辺と調和した都市景観形成に努めます。
- 郊外型店舗では、駐車場を中心に敷地内緑化の推進に努めます。
- 魚の市場通りでは、通りににぎわいや活気を与えるような店構えを維持しつつも、住宅地に配慮した色彩や形態となるよう誘導します。

※シースルーシャッター
透けて中が見えるシャッター

※ポケットパーク
橋詰や沿道に整備された小公園

※モール
ここでは、商店街などにおける歩行者優先道路のこと

(5) 工業地景観

【対象要素】

- 北部工業地帯
- 長岡工業導入団地
- 南部工業団地
- 雲出工業団地
- 西部丘陵東地区
- 北荷頃工業団地
- 江東工業導入団地
- 中之島工業団地 など

【都市景観の現況】

- 製造業を中心に集積している各工業団地は、建物の形状が画一的なため、無機質な印象を与えます。特に緑化への配慮が少ない所では、なお一層その傾向が強くなっています。

【都市景観上の課題】

- 工業団地のなかには、建築や緑化に関する協定や地区計画などにより、良好な都市景観の形成をしているところが見られます。しかし、無表情で大規模な建築物もあり、また緑が少ないことから、全体的に潤いに欠ける都市景観が目立ちます。

【基本方針】

- 周辺と調和した工業地景観の形成

【施策の方向】

- 工業団地内の街路緑化や、敷地内の緑化推進に努めます。
- 大規模な工場や倉庫は、周辺と調和する配置、形態、色彩等について配慮します。
- 新たに工業団地を整備する場合は、都市景観協定、地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、周辺と調和した都市景観形成に努めます。

(6) 業務地景観

【対象要素】

- 新産業センター地区
- 中之島流通団地
- 千秋が原地区
- ~~ネオトピア長岡地区~~
- 良寛の里わしま
- 寺泊港
- オフィス・アルカディア地区
- ~~長岡操車場地区~~長岡防災シビックコア地区
- その他の研究開発、高等教育機関 など

【都市景観の現況】

- 新産業センター地区は、建築協定、~~緑地協定~~により景観上一定の秩序を保っており、流通業務施設の集積地としての都市景観を形成しています。
- 中之島流通団地は緑化率が低く、全体的に潤いに欠けた印象を受けます。
- 千秋が原地区北側では、長岡リリックホール、県立近代美術館、ハイブ長岡などのシンボリックな文化・交流施設が集中し、個性的で、かつ全体として調和のとれた都市景観を形成しています。
- 千秋が原地区南側では、地区計画で建築物の用途制限や緑化率を定めることで、良好なまちなみを形成を**目指**しています。
- ~~長岡操車場~~長岡防災シビックコア地区では、防災シビックコア計画に基づき、官公庁施設や防災公園を整備する際には、緑化への配慮や建物の形態や色調に統一感を持たせることが定められています。
- 「良寛の里わしま」は、古民家風店舗や美術館などが集積する道の駅であり、建物の外観や緑化に配慮され、落ち着いた趣のある都市景観を形成しています。
- 海の玄関口である寺泊港は、客船や漁船が停泊する港町独特の都市景観を形成しています。

【都市景観上の課題】

- 業務地は、一定以上の規模を有しているため、立地場所に配慮し、エリア内でテーマを定めることにより、調和のとれた都市景観形成を行うことが求められています。
- 中之島流通団地は、新興住宅地に隣接するため、都市景観上十分な配慮が求められています。
- オフィス・アルカディア地区は、長岡ニュータウンの住居地域に隣接するため、都市景観上十分な配慮が求められています。
- 千秋が原地区南側、~~操車場~~長岡防災シビックコア地区、~~ネオトピア長岡地区~~では、今後の整備の際には、都市景観への十分な配慮が求められています。

【基本方針】

- それぞれの地区特性に沿ったテーマとルールによる都市景観形成

【施策の方向】

- 開発や整備にあたっては、都市景観協定、地区計画、建築協定、緑地協定などにより、良好な都市景観の形成に努めます。

(7) 田園・集落景観

【対象要素】

- 農山村地域

【都市景観の現況】

- 郊外に広がる田園は、長岡の代表的な風景であり、自然と人間がつくりだした美しい造形のひとつです。
- 寺社林や屋敷林が多く、緑豊かな環境を形成しています。
- 海岸沿いの集落では、山際と海岸の間の狭いところに住宅が密集して建てられています。

【都市景観上の課題】

- 年々、田園面積が減少し、連続性のある田園景観が失われてきています。
- 田園風景と調和した伝統的建築による住宅が、建替えなどにより少なくなってきました。
- 大規模商業施設や工場などの立地により、良好な田園景観が阻害される恐れがあります。

【基本方針】

- 自然と調和のとれた田園及び集落の景観の保全

【施策の方向】

- 集落周辺での新たな開発では、既存集落との調和を図ります。
- 集落内の屋敷林や生垣、石垣の保全など、田園風景と調和のとれた集落景観の維持に努めます。
- 大規模建築物などを建てる際には、田園景観との調和に配慮された意匠や色彩にするよう誘導します。

2-2 軸景観

(1) 交通軸景観

【対象要素】

- 市の骨格となる広域幹線道路(関越・北陸自動車道、長岡東バイパス、長岡バイパス、長岡東西道路など)
- シンボルロード(長岡停車場線、台町川崎線、駅東歩行者専用道)
- 主要地方道等の幹線道路主要幹線道路(撰田屋町高見線、来迎寺浦線、腰巻根岸線、山田町田井線など)
- 歩行者を主体とした散策道など

【都市景観の現況】

- バイパスは、比較的眺望の良い道路ですが、看板の乱立や緑地の不足が目立ちます。
- 主要な幹線道路では、広告看板等が無秩序に氾濫し、また、歩道上には自転車の放置が目立ちます。
- 主要な幹線道路では、街路樹などの緑が不足しています。
- シンボルロードや歩行者専用道では、ベンチ等のストリートファニチャー等が設置され、良好な都市景観が形成されています。

※ ストリートファニチャー
道に置かれているベンチ、電話ボックスなどの備品の総称

【都市景観上の課題】

- 防音壁等は、外側から見る人の視点にも立った整備が求められています。
- 屋外広告物などの氾濫や過度な色彩により、周辺の都市景観との調和が乱されているところがあります。
- 無許可の簡易広告物や放置自転車が、都市景観を阻害しています。
- 都市に潤いを与えるため、街路樹を整備していく必要があります。
- 身近な歩行者空間であるシンボルロードやホテルロード等の維持にあたっては、市民の積極的な参加が求められています。

【基本方針】

- 快適で、周辺と調和した沿道の都市景観整備

【施策の方向】

- 道路施設は、周囲の都市景観と調和するように配慮します。
- 都市景観阻害要因の除去に努めます。
- 屋外広告物条例の周知・徹底を図ります。
- 計画的に地域に合った道路緑化を推進します。
- 市民参加による沿道景観の向上に努めます。

(2) 河川軸景観

【対象要素】

- 信濃川、魚野川
- 刈谷田川、栖吉川、柿川、太田川、黒川及び渋海川などの信濃川の支流
- 西谷川、塩谷川などの刈谷田川の支流
- 福島江、焼田川、旧黒川沿いなど

※ 親水空間
人が水と親しみ、安らぎを得られる空間

【都市景観の現況】

- 信濃川は、日本一の大河で、大花火大会の舞台としても有名であり、長岡を代表する都市景観のひとつです。
- 市内を流れる中小河川は、身近な川として市民に親しまれ、特に柿川、栖吉川は、親水空間としても利用されています。
- 福島江などの桜並木は、花見の名所として市民に親しまれています。

【都市景観上の課題】

- 信濃川や魚野川沿いでは、広告物等が都市景観に悪影響を与えないように配慮が必要です。
- コンクリートや鉄製護岸による改修により、河川景観を無機質なものにして見受けられます。
- 周辺と調和し、地域の特性を生かした橋りょう整備が求められています。
- 柿川沿いにある平和の森公園のような親水空間の整備が、今後求められています。
- 福島江などの桜並木の保存、育成が必要です。

【基本方針】

- 信濃川、魚野川景観の保全、活用
- 河川環境の改善
- 身近で親しめる水辺空間づくり

【施策の方向】

- 信濃川や魚野川は、長岡を代表する大切な都市景観であることから、保全と整備の調和を図ります。
- 信濃川や魚野川の都市景観を保全するため、川沿いの広告物等の設置を抑制します。
- 信濃川の支流では、自然の生態系に配慮したり、自然を生かした保全、整備に努めます。
- 橋りょうを新設や架け替えする場合は、眺望や地域の特性に配慮した整備に努めます。
- 堤防や河川敷を利用した並木道や散策路等を整備するなど、市民の憩い・交流の空間づくりに努めます。
- 桜の名所として福島江周辺の環境整備、焼田川・旧黒川周辺などの環境保全に努めます。

2-3 施設景観

(1) 歴史的景観

【対象要素】

- 悠久山風致地区、蔵王風致地区
- 長谷川邸、水道タンク及びその周辺
- 撰田屋や関原、与板、本与板の旧街道筋のまちなみ
- 雁木のあるまちなみ
- はちすば通りなど市街の遺跡・史跡及びその周辺

※ 風致地区

都市計画法に基づき、都市の樹林地、水辺地などの良好で自然的な風景を維持するために定める地区のこと。長岡市では、悠久山地区と蔵王地区が指定

【都市景観の現況】

- 縄文時代からの長い歴史と伝統を刻んだ長岡のまちは、二度の戦禍により多くの都市景観資産を失いました。
- 藤橋や馬高などの縄文遺跡群や蔵王堂城址など、歴史的価値の高い都市景観資産が残っています。
- 旧街道筋のまちなみには、昔の長岡の面影が残っています。
- 江戸時代に建てられた豪農の館「長谷川邸」は、歴史的価値の高い重要文化財です。
- 撰田屋の旧三国街道や和島地域のはちすば通りでは、住民が主体となったまちなみの整備が進められています。
- 水道タンクは、長岡を代表する近代化遺産として、広く市民に親しまれています。
- 道路沿いに密接して建てられている住宅などの軒下には、昔から受け継がれている雪国の生活様式である雁木が残っています。
- 魚野川の「やな場」は地域固有の個性ある景観のひとつです。

【都市景観上の課題】

- 風致地区内の歴史的景観資産が損なわれつつあります。
- 藤橋や馬高などの、歴史的価値を持つ都市景観資産の整備を進める必要があります。
- 旧街道筋のまちなみや雁木の連なりが、建て替え等により失われつつあります。
- 近代化遺産が、時の経過に伴い減少してきています。

【基本方針】

- 歴史的景観資産の保全、整備
- 歴史的景観資産を軸とした風格のあるまちなみづくり
- 近代の優れた建造物の発掘、保全

【施策の方向】

- 文化財、伝統的な建造物などの保全に努め、特に重要な建造物等は、「都市景観重要建築物等」に指定します。
- 歴史的な建造物の残る道筋において新たに建築等を行う際には、周辺の都市景観と調和するように誘導します。
- 歴史的景観に大きな影響を与える大規模な建築物等は、位置、形態、色彩等の指針により、良好な都市景観の形成へ誘導します。
- 近代化遺産の積極的な発掘に努め、価値ある資産は、その保存について検討します。
- 長岡の代表的景観である雁木の保全方法について検討します。

(2) 公共的施設景観

【対象要素】

- 公園
- 行政施設、教育施設、福祉施設
- その他公共的施設

【都市景観の現況】

- 中央図書館周辺や千秋が原ふるさとの森では、施設と公園・広場が一体的に整備されています。
- 市内外の利用者が多い長岡駅などは、長岡の顔となるべき施設です。
- 水道タンク、長生橋、長岡造形大学、郷土史料館などは、長岡のランドマークと位置付けられる施設です。
- 公共施設及び公共的施設は規模が大きいいため、都市景観上重要な位置を占めています。

【都市景観上の課題】

- 市街地では、公園の数は比較的多いものの、緑にあふれていたり、水と親しめたりするところが少ない状況です。
- 近年では、デザイン性に富む公共施設が建てられるようになりましたが、全体的に個性のあるデザインのもものが少なく、特に小中学校は地域のシンボルとしての役割も担っているという認識が必要です。
- 公共施設等においては、緑化の推進が求められています。

【基本方針】

- 水と緑あふれる公園の整備
- 敷地の緑化に配慮した施設の整備
- 周辺環境に調和した、親しみのある施設づくり
- 個性豊かでシンボリックな施設づくり

【施策の方向】

- 公園内では、緑の増大を図ります。
- 川沿いの公園では、親水空間の整備に努めます。
- 身近な公園整備においては、計画から管理まで、地域の人々が参加する体制を確立します。
- 公共施設等は、質の高いデザインに配慮し、地域における都市景観の先導的役割を果たすように努めます。
- 公共施設等の計画にあたっては、周辺環境との調和に努め、ゆとりや潤いをもたせるように配慮します。
- 時代を越えて長く使い続けられ、市民から親しまれ、誇りの持てる施設づくりに努めます。
- 現存する都市景観上貴重な公共施設は、できる限り保全・活用に努めます。

2-4 その他景観

演出要素

【対象要素】

- 道路照明、彫刻、誘導案内板、バス待合所などの路上施設
- 建物の屋上や壁面の造形物
- 夜間景観

※ 都市空間
都市を構成している実際上のさまざまな空間。特に田園や集落では見られない都会的な感じを与える空間をいう

【都市景観の現況】

- 路上施設は、都市景観の質を高めたり、都市空間を演出しています。
- 千秋が原のガス灯や大手通りの鋳物ベンチなどは、個性ある路上施設です。
- 建物の屋上や壁面の造形物は、建物にアクセントを与えています。
- ライトアップされた水道タンク等は、日中と違う雰囲気を出しています。

【都市景観上の課題】

- 設置されている路上施設の中には、デザイン性に乏しいものが見られます。
- 設置されているバス待合所の中には、老朽化が著しく、都市景観を阻害しているものがあります。
- 建物の屋上や壁面の造形物の中には、奇をてらい周辺の都市景観を阻害しているものもあります。
- 美しく親しみやすい、その場にふさわしい夜間景観が求められています。

【基本方針】

- 使いやすくデザイン性に富んだ路上施設の整備
- 周辺と調和した造形物づくり
- 夜間における良好な都市景観づくり

【施策の方向】

- 路上施設を設置する際は、まちなみのアクセントとなるようなデザイン性に配慮します。
- 路上施設や道路舗装の一部に地場産材を使用することで、地域の特徴を表わすように努めます。
- バス待合所を設置する際には、耐久性とデザイン性に配慮します。
- 造形物を設置する際には、それぞれの地域景観に合わせるとともに、周囲に違和感を与えないように努めます。
- 中心市街地等においては、夜間のにぎわいや楽しさを演出する景観づくりの誘導に努めます。
- 長岡のシンボルとなる施設は、周辺への影響に配慮しながらライトアップを進めます。

第3章 都市景観形成の実現に向けて

第3章 都市景観形成の実現に向けて

本章では、第1章の基本テーマや基本目標を踏まえた上で、第2章の都市景観基本計画を実現するために必要な市民・事業者・行政の役割を明らかにし、総合的な都市景観形成の推進施策を取りまとめてあります。

第1節 都市景観形成の役割分担

都市景観は、人と環境とのかかわりの積み重ねの中で形成されるものであり、様々な人々の活動を通じて徐々に実現されていくものです。

今後は、その過程において市民・事業者・行政の連携、分担や行政間の横断的な取組みが特に必要になってきます。

こうした総合的、計画的な都市景観形成を通したまちづくりを進めていくため、それぞれの役割として次のことがあげられます。

1 市民・事業者の役割

良好な都市景観の形成を進めるにあたって、都市空間の大半を占める私的空間の果たす役割は大きなものがあります。

市民の一人ひとりや各事業者が、地域に愛着を持ち、自らが都市景観づくりの主役という意識に立って、自分の周りの清掃や地域の美化運動といった身近なことから始め、自転車の放置やゴミのポイ捨てをしないなどといったことや、住宅・店舗・工場などの建設や維持管理に際し周辺環境に配慮するという姿勢が求められます。

工場や店舗を有する事業者は、その規模、形状、色彩等がまちなみや都市景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、その地域の都市景観形成をリードしていく役割を担っているという心構えを持つことが大切です。

設計者や施工者は、専門家として都市景観形成において重要な役割を担っていると自覚し、建築物・工作物・広告物等の設計、施工の際には、積極的に都市景観形成に寄与することが望まれます。

今後は町内や商業地といった一定の地区内において、まちなみを整備したり維持したりするための自主的なルールづくりなどを促進することにより、地域としてのまとまりの感じられる良好な都市景観の形成を図っていくことが望まれます。

第3章 都市景観形成の実現に向けて

2 行政の役割

(1) 行政機関全般の役割

良好な都市景観の形成を進める上で、各行政機関は事業の実施等にあたって先導的な役割を十分に認識し、積極的に良好な都市景観の形成に努めることが求められます。

公共施設は比較的規模が大きいことから、市民の誇りになり、民間事業の手本になることも意識した整備が望まれます。

(2) 市の役割

都市景観条例の制定者である長岡市は、特に次のことを重点的に取り組みます。

- ① 市民・事業者が主体的に都市景観形成に取り組みやすい環境づくりを行います。
- ② 市民の声を的確に把握し、適切な施策を展開します。
- ③ 都市景観に関連する情報を積極的に提供します。
- ④ 市民意識の向上を図るため、シンポジウムなど啓発活動を展開します。
- ⑤ 都市景観形成を推進する人材・団体の育成を図ります。
- ⑥ 市民・事業者に対して、適切な支援・協力を行います。
- ⑦ 市民・事業者・国等の相互の意見調整を図ります。
- ⑧ 国等の都市景観形成の施策や事業を積極的に活用します。
- ⑨ 都市景観形成の推進に必要な施策について、国等に協力を要請します。

第3章 都市景観形成の実現に向けて

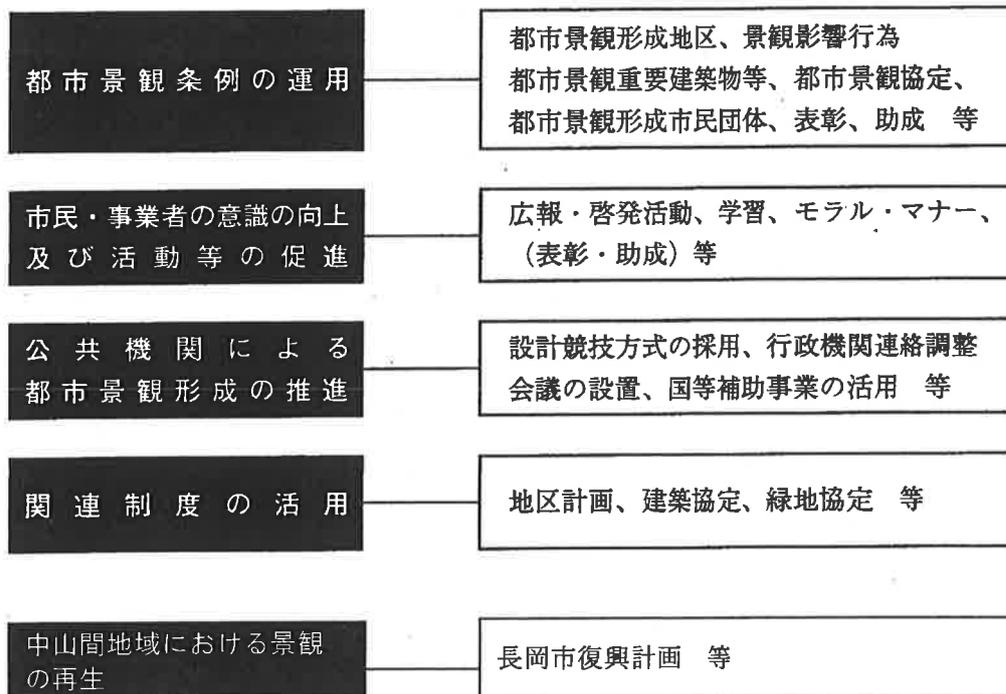
第2節 都市景観形成の推進方策の分類と内容

1方策の分類

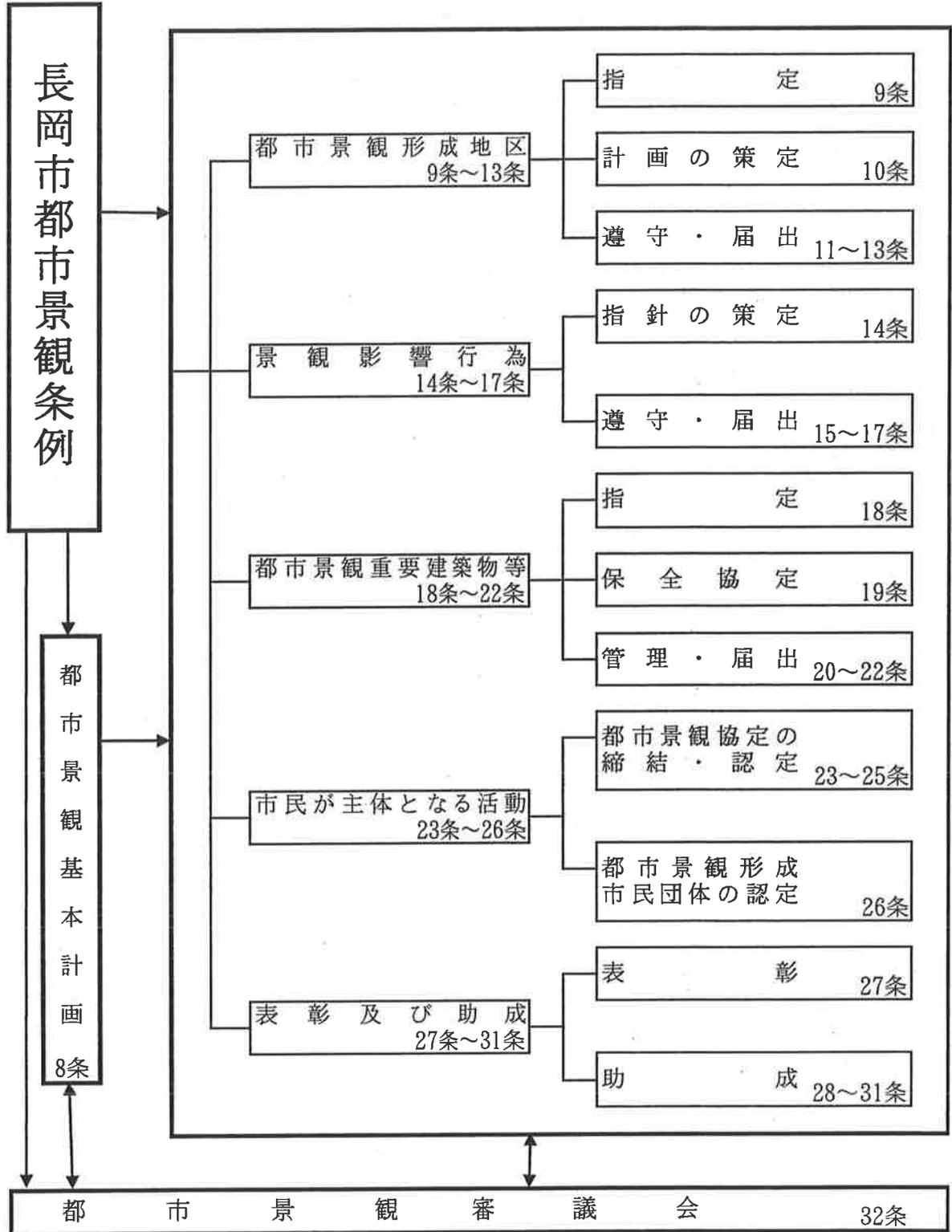
都市景観は私的空間と公共空間によって構成されていることから、市民・事業者・行政がそれぞれの立場を相互に理解しながら、推進方策を設定する必要があります。

さらに、方策を効果的かつ円滑に実現するには、「都市景観条例の運用」を主軸に「市民・事業者意識の向上及び活動等の促進」、「公共機関による景観形成の推進」、「関連制度の活用」、「中山間地域における景観の再生」など総合的に展開することが大切です。

総合的な都市景観形成の推進方策



景観形成施策の体系



「〇〇条」は都市景観条例の該当条項を示しています

2 都市景観条例の運用

長岡市における都市景観づくりの手法は建築や開発を規制することを主たる目的としたものではありません。

良好な都市景観形成のためには市民等の自主的な活動が活発化することが重要だと考えています。

これを受けて、長岡市の都市景観条例では、次の2つの方針に基づき、良好な都市景観の形成を目指します。

○建築物などの事前届出制度による良好な都市景観づくりへの誘導

○市民等が自主的に取り組む都市景観形成活動などへの支援

(1) 都市景観形成地区

市は、次のような地区を都市景観形成地区として指定します。

- ① 重点的に良好な都市景観の整備を図る必要のある地区
- ② 都市景観協定地区のなかで、特に住民自らが良好な都市景観形成に取り組んでいる地区

都市景観形成地区の指定にあたっては、当該住民の協力を得て、市では地区景観形成計画の策定を行います。

(2) 景観影響行為

景観影響行為(周辺の都市景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築や開発等)については、事前に届出を求め、別に定める「景観影響行為指針」に基づき、周辺の都市景観と調和するように誘導します。

(3) 都市景観重要建築物等

市内の歴史的建造物やシンボルとなっている建築物、工作物、樹木等を「都市景観重要建築物等」として指定し、必要に応じて保全協定を結びます。

(4) 都市景観協定

一定の区域の住民が良好な都市景観を形成するために定めた、建物の位置、意匠、色彩や植栽などに関する自主的なルールを、「都市景観協定」として認定します。

第3章 都市景観形成の実現に向けて

(5) 都市景観形成市民団体

都市景観形成地区の指定や都市景観協定の締結を主たる目的として組織された、市民団体の都市景観形成活動が顕著であると判断される時は、「都市景観形成市民団体」として認定します。

(6) 表彰

都市景観の形成に寄与している建築物などの関係者や、都市景観形成に功績をあげた個人・団体を表彰し、市民の関心を高めるとともに、都市景観の向上を図ります。

(7) 支援・助成

都市景観形成市民団体及び都市景観重要建築物等の所有者に対して、専門家の派遣を含めた技術的な援助、活動や運営に要する経費の一部助成を行います。

また、その他にも都市景観の形成に著しく貢献すると認められる行為に対して、行為に対する経費の一部助成を行うほか、必要により技術的援助を行います。

(8) 都市景観審議会

都市景観の形成に関する重要な事項を審議するため、「都市景観審議会」を設置します。

3 市民・事業者の意識の向上

良好な都市景観の形成を実現するためには、市民や事業者が自ら景観を意識したり、地域の清掃美化を行うといった身近な活動をはじめ、川や緑などの自然を守り、美しいまちをつくるといった幅広く多様な展開が必要です。

その際に、市民一人ひとりの創意と工夫を生かした活動が望まれることから、市民や事業者の都市景観に対する意識の向上が極めて重要なこととなります。意識の向上から都市景観形成への理解と協力が生まれ、都市景観に関わる各種事業や制度の実施が円滑に進むことにつながります。

市民や事業者の意識向上の方策として次のようなことがあげられます。

(1) 広報活動

パンフレット、スライドなど、視覚的なものを通じて優れた都市景観の具体例を紹介することで意識の向上を図ります。

(2) 啓発活動

景観シンポジウム、写真展、まちなみ見学会などを通じ、長岡の景観を再発見、再評価し、市民・事業者の都市景観形成への理解、関心を高めます。

(3) 学習機会の充実

生涯学習を通じて、まちの成り立ちや自然を学ぶことから都市景観について考え、行動する機会を増やし、美や調和に対する意識の向上に努めます。

また、子供の頃から「まちづくり」や「景観」の大切さを学べるように、小・中学生向けの副読本の作成を検討します。

(4) モラル・マナーの向上

自転車の放置、ゴミ・空き缶・タバコの吸い殻などのポイ捨てなどは、モラル・マナーの欠如に端を発していることから、身近な生活環境に関心をもち、地域におけるコミュニティ意識を高めるための施策を進めます。

(5) 研修会の開催

関係業界団体等に対し、都市景観形成の意識向上を目指す研修会を開催します。

4 市民・事業者の活動等の促進

(1) 表彰制度の創設

都市景観の形成に寄与している建築物などの関係者や、都市景観形成に功績をあげた個人、団体を表彰し、都市景観の向上と景観に対する市民意識の高揚を図ります。

(2) 市民活動への支援・協力

市民の自主的な都市景観形成活動を促進するため、それらの活動に対し支援・協力を行います。

(3) 景観形成事業に対する支援・協力

都市景観形成地区において地区景観形成基準に沿って行われる建築等の行為や、都市景観協定区域において協定に沿って行われる行為に対し、支援・協力を行います。

(4) 都市景観アドバイザー制度の充実、普及

公共建築物にのみ実施してきた都市景観アドバイザー制度を、民間の建築物等にも適用し、市全体の都市景観の向上を図ります。

5 公共機関による都市景観形成の推進

(1) 設計競技等の積極的採用

設計競技方式や企画コンペ等を積極的に採用し、質の高いデザインの公共建築物を目指します。

(2) 都市景観関係行政機関等連絡会議（仮称）の設置

都市景観行政の円滑な推進を図るため、国・県・市等による連絡会議を設置します。

(3) 都市景観関連の国等補助事業の活用

国等の都市景観に関連する補助事業を積極的に活用します。特に国が実施する事業は全国的にも注目され、当市のイメージアップにつながることを期待できます。

6 関連制度の活用

都市景観形成地区や都市景観協定といった長岡市都市景観条例に基づく制度の他に、都市景観の向上に寄与する制度として次のようなものがあります。

個々の制度の特性を見極めた上で、選択したり組み合わせることによって、それぞれの地区にふさわしい良好な都市景観の形成を図ることが期待できます。

主な制度

名 称	根 拠 法 令
景観計画、景観地区、景観協定など	景観法・都市計画法
地区計画、特別用途地区、風致地区、高度地区など	都市計画法・建築基準法
建築協定、総合設計制度など	建築基準法
屋外広告物条例	県条例
緑地協定、緑地保全地区	都市緑地保全法
重要文化財の指定・保護、登録有形文化財制度	文化財保護法
コミュニティ活動推進事業	市要綱
長岡市地域づくりアドバイザー派遣事業	市要綱
街なみ環境整備事業	国土交通省 要綱
まちなか緑化推進事業など	要綱((財)新潟県都市緑化センター)
地域緑化活動助成事業	要綱((社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会)

7 中山間地域における景観の再生

中越大震災で甚大な被害を受けた中山間地域の景観は、自然と人の営みとの調和によって生まれた「日本の原風景」ともいえるべき美しく貴重な財産です。その景観をよみがえらせ、守り続けるために、行政は先導的な役割を担うことが求められます。このため、生活基盤の復旧においては、周囲の自然と調和した施設整備はもとより、法面緑化の実施や、眺望を阻害しない道路防護柵の使用など、景観への配慮を重視した復旧を進めていきます。

また、市民や事業者においては、地域に根ざした材料や工法、色彩による住宅などの再建や、棚田の保全に向けた前向きな取り組みなど、良好な集落景観の再生に努めることが望まれます。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、連携していくことで、日本を代表する中山間地域の景観として再生させることを目指します。

主な復興施策

名 称	実 施 主 体
日本風景街道・よりみち街道『中越』プロジェクト	よりみち街道『中越』推進協議会
新潟県中越大震災復興計画	新潟県
長岡市復興計画	長岡市
山古志復興プラン	長岡市
山古志集落再生計画	長岡市
中山間地型復興モデル住宅の建設促進	長岡市
山古志復興新ビジョン	山古志復興新ビジョン研究会

第3章 都市景観形成の実現に向けて

第3節 都市景観形成の推進体制の確立

1 市民参加

都市景観形成の推進のためには、市民・事業者・行政の一定のコンセンサス(合意)のもとに、各々の役割分担に基づき、協働で事業等を進めることが大切です。このため施策の推進にあたっては、多くの市民の参加を得て、その意思を十分に反映させる必要があります。行政は市民・事業者の意欲を受け止め、これを支援する体制を整備することが大切です。

(1) 計画づくりからの市民参加

本計画は、市民や各種関係団体の代表者、学識経験者、行政関係者等が参画した長岡市都市景観審議会を経て策定しました。

なお、策定にあたり説明会やホームページなどを通じて素案の段階から市民に情報を提供し、反映できる意見や要望はできる限り取り入れるように努めました。今後計画の改定が必要な場合においても同様に進めます。

また、都市景観形成地区の指定にあたっては、説明会や地区住民を対象としたアンケートの実施等を通して地域の実状の把握に努めるとともに、計画づくりは地元住民の参加と協力のもとで進めます。

さらに、市民を対象とした都市景観に関するアンケート調査やイベントを適宜実施します。

(2) 市民団体、人材の育成

① 都市景観条例に基づく市民団体の育成

一定の要件を満たす市民団体を「都市景観形成市民団体」として位置付け、技術的・資金的支援を図ります。

② 関係業界等の人材育成

都市景観に大きな影響を及ぼす行為に直接的に携わる建設・設計・不動産等の業界関係者に、都市景観形成に対する理解を深めてもらうことは極めて有効なことから、都市景観の意識向上を目指す研修会を開催します。

2 市の推進体制の整備

市民の意識向上を求めるだけでなく、市自らも先導的役割を果たす必要があることを十分に認識しなければなりません。

また、都市景観の形成に関わる施策は、あらゆる分野にまたがるため、これらを相互に調整し、総合的に推進するため、庁内体制を確立する必要があります。

さらに、都市景観に関する調査・研究、資料の収集・提供などのほか、市民に対する助言・指導を適切に行っていく必要もあります。

そのために、次のような施策を推進します。

※ NPO
民間非営利組織

(1) 都市景観行政推進窓口の確立

専任体制を確立し、あらゆる相談等に的確に対応できるようにします。

(2) 担当職員の育成

最新情報や先進事例に常に関心を持ち、都市景観の専門家からのアドバイスや情報交換などを通して能力の向上に努めます。

(3) 庁内検討会議による施策の検討、各事業間の相互調整

庁内検討会議を開き、横の連絡を密にしながら施策の検討や各事業間の相互調整を行います。

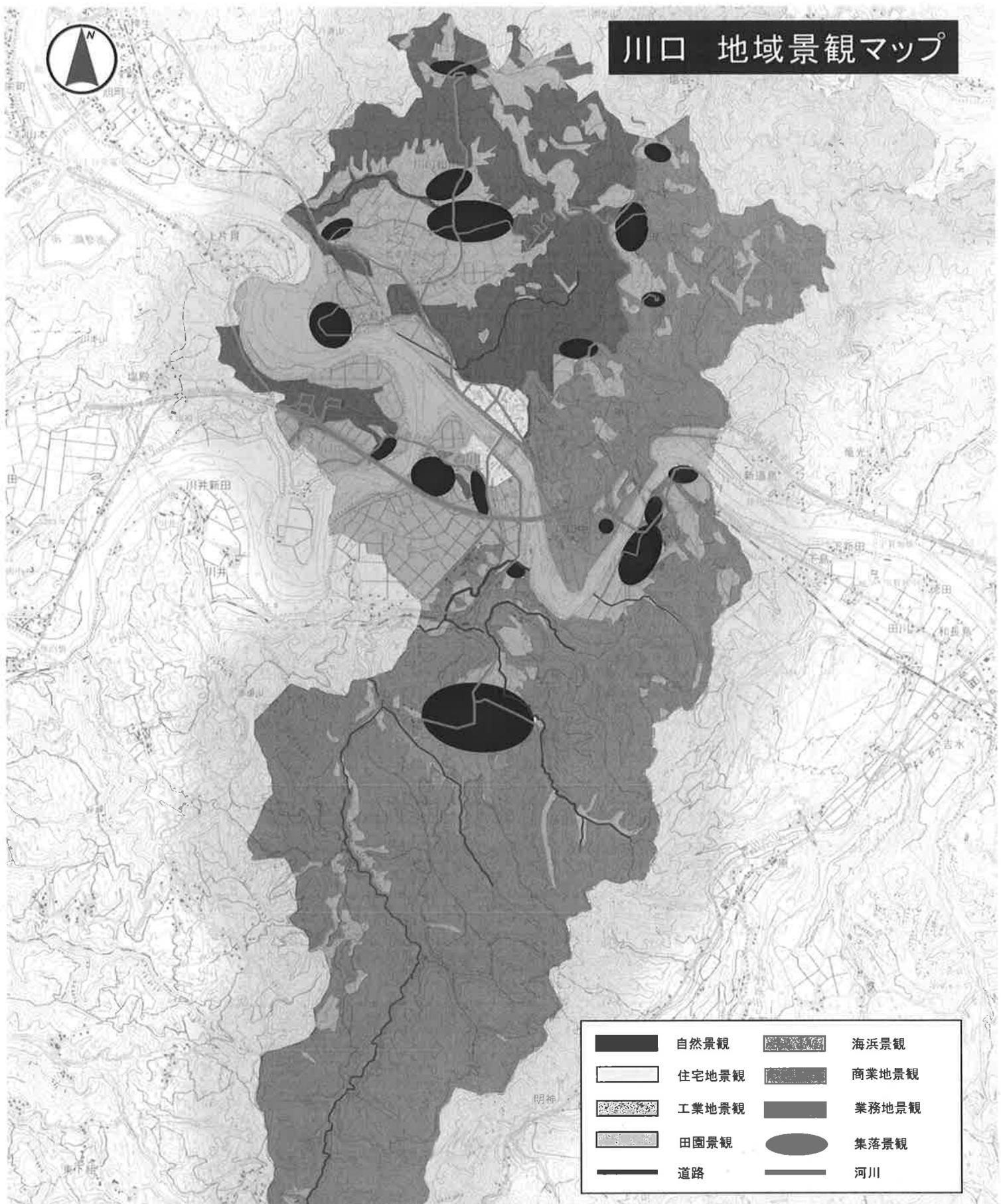
3 国等への協力要請

国や県の公共事業は、事業規模も大きく都市景観に及ぼす影響が大きいため、連絡調整会議の設置により相互の情報交換を密にし、適宜協力を要請します。

4 NPOとの役割分担

今まで行政を中心に行ってきた公共領域の新たな担い手としてNPOを位置付け、都市景観に関するNPOが設立された際には、その特性に応じて行政と役割分担し、協働の関係を築いていきます。

川口 地域景観マップ



	自然景観		海浜景観
	住宅地景観		商業地景観
	工業地景観		業務地景観
	田園景観		集落景観
	道路		河川



川口 眺望景観マップ

資料No.2



1 川口 SA からの眺望



2 牛が島からの眺望



3 18番からの眺望



4 景観街道からの眺望



5 中山からの眺望



6 和南津からの眺望

	眺望ポイント
	JR 在来線
	上越新幹線
	高速道路
	主要道路



